

## 声明・サポートレター等の発行について（申し合わせ）

2012年9月28日 理事会

日本地球惑星科学連合が声明を発表、あるいは依頼に応じてサポートレター等を発行する場合は、以下の手順により理事会で審議の上決定することとする。

- (1) 連合の声明発表を提案するセクションプレジデント、委員長及び学協会会長、並びに連合にサポートレターの発行を要請する機関の長あるいは代表は、その趣旨と必要性を説明する資料を添えて連合会長宛に依頼する。
- (2) 会長は、セクションプレジデントに意見を求め、また必要に応じて、関係者に理事会等での説明を求めることとする。理事会では、それらを参考として声明またはサポートレター等の発行の可否と、発行者（会長、セクションプレジデント、委員長など）を審議する。
- (3) 決議は、本件に利害関係のある理事を除く出席理事の過半数の賛成による。
- (4) 声明やサポートレターを、セクションプレジデント名ないし委員長名で発行する場合であっても理事会承認を必要とする。
- (5) 通常理事会の開催が間に合わない緊急案件については、メール審議において利害関係のある理事を除く理事定数の過半数の賛成により決議することができる。